

## 山北駅北側定住対策住宅整備事業事業契約の内容について

山北町は、「山北駅北側定住対策住宅整備事業事業」の事業契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第10条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり事業契約の内容を公表する。

平成24年12月17日

山北町長 湯川 裕司

記

### 1 公共施設等の名称及び立地

山北駅北側定住促進住宅整備事業  
山北町山北字鶴野地先

### 2 選定事業者の商号又は名称

神奈川県足柄上郡山北町向原1745番地の1  
やまとた定住促進パートナーズ株式会社  
代表取締役 西山 和成

### 3 契約期間

平成24年12月7日から平成51年3月31日

### 4 契約金額

金994,248,213円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 公共施設等の整備等の内容

	内 容
山北駅北側定住促進住宅	事業計画地面積：3,367m <sup>2</sup> 住宅棟：住戸数42戸、集会所棟：1棟 建物構造：鉄筋コンクリート造
道路等	道路（町道166号線） 道路（町道1号線）

## 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

注) 条文中の「甲」は山北町、「乙」はやまとた定住促進パートナーズ株式会社を指す。

### (甲の解除権)

第五十六条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
  - 二 甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙の責に帰すべき事由によりPFI施設の引渡しが行われないとき。又は引渡予定日経過後相当の期間内にPFI施設を引き渡す見込みが明らかにないと認められるとき。  
甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙の責に帰すべき事由によりPFI施設が工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内にPFI施設の工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
  - 三 維持管理・運営業務について要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、甲がこの契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
  - 四 その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
  - 五 本事業の遂行を放棄し、当該状態が30日以上継続したとき。
  - 六 第三十八条第1項の業務日誌又は同条第2項の業務報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。
  - 七 第五十八条又は第五十九条第3項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 八 前各号に掲げる場合のほか、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、この契約上の義務に違反し、かつ、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第三十二条第5項に規定する完工確認書の交付前に解除された場合  
施設整備等業務に係るサービス対価（施設整備等業務に係る割賦金利を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10に相当する額
  - 二 第三十二条第5項に規定する完工確認書の交付後に解除された場合  
1年間の維持管理・運営業務に係るサービス対価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10に相当する額
- 3 前項の場合において、第六条の規定により履行保証保険契約の締結が行われているときは、甲は、当該履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当する。

### (甲の解除による乙の損害)

第五十七条 甲は、事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると認めるとときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第五十八条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 甲がサービス対価の支払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないとき。
  - 二 乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、甲が契約上の義務に違反し、かつ、その違反によりこの契約の履行が困難となったとき。
  - 三 第十三条の規定により要求水準書を変更したため、次のいずれかに該当するに至ったとき。
    - イ サービス対価の総額がこの契約の締結時の額から100分の5以上減少したとき。
    - ロ 施設整備等業務に係るサービス対価がこの契約の締結時の額から100分の5以上減少したとき。
    - ハ 維持管理・運営に係るサービス対価がこの契約の締結時の額から100分の5以上減少したとき。
  - 二 乙による要求水準書に従った業務の遂行が著しく困難となったと認められるとき。
- 四 第二十二条の規定による工事の施工の中止期間が1月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後1月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害（この契約の終了に起因する期限前弁済により生じる手数料、乙が締結する本事業に係る各契約の解除又は解約により生じる手数料及び違約金相当額を含むがこれに限られない。）があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による解除権)

第五十九条 不可抗力又は法令変更等により、乙による事業の継続が不可能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から60日を経過しても第二十二条第4項若しくは第四十条第4項の協議が整わないとき又は第四十四条第1項の通知の日から60日を経過しても同条第5項の協議が整わないときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、建設期間中の不可抗力による工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害に係る甲の負担については、第三十条に定めるところによる。
- 3 不可抗力又は法令変更等により、維持管理・運営業務の中止期間が1月を超えた場合においては、乙は、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、中止が維持管理・運営業務の一部のみの場合には、その一部を除いた他の維持管理・運営業務についてはこの限りでない。

#### (完工前の解除の効力)

- 第六十条 甲は、第三十二条第5項に規定する完工確認書の交付前にこの契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。
- 2 甲は、前項の検査を行う場合において、PFI施設がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める相当の理由があり、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、第1項に規定する引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する施設整備等業務に係るサービス対価を乙に支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第五十六条第1項の規定に基づくものであるときは、甲は、支払うべき施設整備等業務に係るサービス対価と第五十六条第2項の違約金（同条第3項の規定により履行保証保険契約の保険金をもつて違約金に充当した場合は当該充当後の金額）を相殺することができる。

#### (乙の帰責事由による解除の場合の特例)

- 第六十一条 第三十二条第5項に規定する完工確認書の交付前にこの契約が第五十六条第1項の規定に基づき解除された場合には、次のいずれかに該当するときを除き、前条第1項の規定にかかわらず、甲は、乙に対して、PFI施設を取り壊して事業用地等を原状回復するように求めることができる。この場合において、当該原状回復の費用は、乙の負担とする。
- 一 甲がPFI施設の出来形部分を利用して工事を継続することが妥当と判断するとき。
- 二 PFI施設の工事の進捗状況から判断して出来形部分の買受が社会通念上合理的であると認められるとき。

#### (完工後の解除の効力)

- 第六十二条 甲は、第三十二条第5項に規定する完工確認書の交付後にこの契約が解除された場合においては、乙にあらかじめ通知を行い、当該解除の日から30日以内にPFI施設の現況を確認するための検査を行うものとする。この場合において、甲は、PFI施設がこの契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。
- 2 前項の修補に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じて、それぞれ次のとおりとする。
- 一 不可抗力により生じた損害又は長期間の使用に伴い生ずる劣化で要求水準書に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるもの
- － 甲の負担
- 二 第三者の責に帰すべき事由により生じた損害で第四十二条第2項に規定するやむを得ない事由があるもの
- － 維持管理・運営に係るサービス対価の1年分の100分の1を超える額について、甲の負担
- 三 前二号に掲げるもの以外のもの
- － 乙の負担
- 3 甲は、第1項の検査を行った場合において、PFI施設がこの契約及び関係図書に適合すると認

めるときは、乙に対して、その旨を通知しなければならない。

- 4 乙は、前項の通知を受けたときは、施設整備等業務に係るサービス対価の残額の支払を請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、別途定める支払スケジュールにより、施設整備等業務に係るサービス対価の残額を支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第五十六条第1項の規定に基づくものであるときは、甲は、支払うべき施設整備等業務に係るサービス対価と第五十六条第2項の違約金（同条第3項の規定により履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当した場合は当該充当後の金額）を相殺することができる。

## 7 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

### (契約期間終了前の検査)

第六十三条 甲は、維持管理・運営期間満了の90日前までに、乙に通知を行い、PFI施設の現況を確認するための検査を行うことができる。この場合において、甲は、PFI施設がこの契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。

- 2 前項の修補に要する費用の負担は、前条第2項に定めるところによる。

### (契約終了時の措置)

第六十四条 乙は、この契約が終了した場合において、事業用地等に第六十一条の規定に基づき取り壊すべきPFI施設があるとき又は事業用地等若しくはPFI施設に乙が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（乙が使用する維持管理・運営企業その他の第三者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等又はPFI施設を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

- 2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等若しくはPFI施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、事業用地等若しくはPFI施設を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合には、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した合理的な費用を負担しなければならない。
- 3 第1項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて合理的に定めるものとする。
- 4 乙は、この契約が終了した場合においては、甲に対し、このPFI施設を維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。